

平成19年4月から 布類の分別収集がスタート!



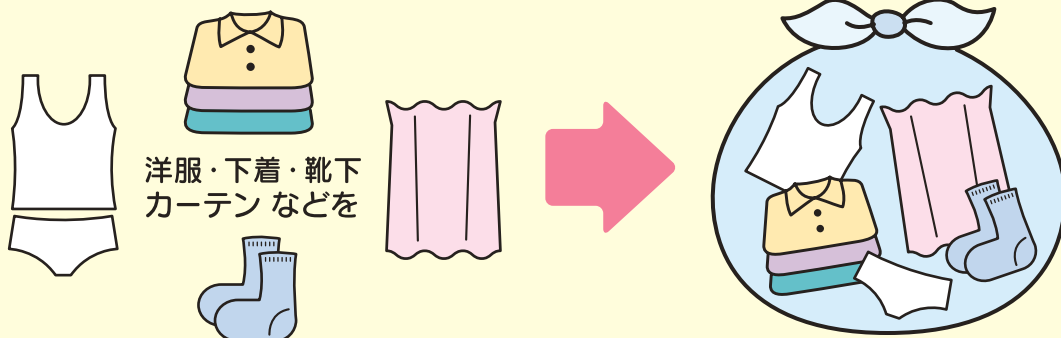
平成18年10月スタートの指定有料袋制度では、市民の皆さんの減量・リサイクル意識の向上により、前年度同月対比で約16%の減量効果がありました。

伊予市では、循環型社会をめざして、このたび「資源ごみ」の分別収集に「布類」を追加することになりました。今まで「燃えるごみ」として焼却処分されていた「布類」の多くは、主に中古衣料として輸出されたり、作業用の雑巾(ウエス)、繊維原料(反毛材料)として広くリサイクルされることになります。しかし、収集や処理の過程において、別の物が混在してしまうと再利用出来なくなる場合がありますので、次のルールを守って正しく分別してください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

「布類」を出すときのルール

- 45リットルまでの透明・半透明(レジ袋可)の袋に入れて出してください。
- 汚れ・破損(中古衣料として利用可能なものは除く。)のあるものは収集できません。汚れがある場合は必ず落としてから出してください。(汚れが落ちないものは出せません。)
- 水分を含んだ「布類」は、引取りができなくなりますので、しっかりと袋の口を結んでください。特に雨天時は、「布類」がぬれないようにご注意ください。
- ファスナー・ボタン・ホックは、ついたままで出してください。

これからは、「布類」を分別してください!



※詳しくは裏面をご覧ください。

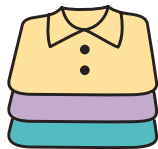
45リットルまでの透明・半透明の袋で!

出せるものと出せないもの

○ 収集できる布類



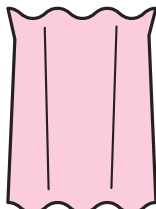
衣類(皮革製可)



下着



両方そろった
靴下・手袋



カーテン



タオル

ハンカチ 帽子 毛布 シーツ
和服 浴衣 マフラー スカーフ
ネクタイ 布製テーブルクロス
ジャンパー コート
ティッシュカバー など

× 収集できない布類

汚れているもの 破損のあるもの

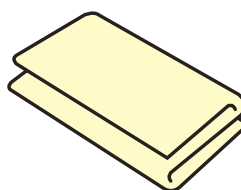


ぬれているもの

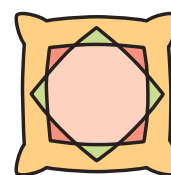


布切れ ハギレ
綿入り・スポンジ入りの衣類
(はんでん・ダウンジャケット)

布団



座布団



ぬいぐるみ
クッション

カッパ ストッキング
カーペット 枕
バッグ 電気毛布
ビニール製衣類
靴 ベルト など

収集日は、お住まいの地域のごみカレンダーをご覧ください。

混ぜればごみ、分ければ資源

限りある資源を大切にするため、ごみ分別のルールを守り、正しく出しましょう！
ごみ置場は地域の顔です。マナーを守りみんなできれいにしましょう！

お問い合わせは

本庁地区：市役所 市民生活課 TEL089-982-1111(内535)
中山地区：中山地域事務所 総合窓口課 TEL089-967-1111(代)
双海地区：双海地域事務所 総合窓口課 TEL089-986-1111(代)